

建築基準法及び電気事業法における 構造強度以外の同等性について (前回積み残し部分など)

1. 昇降機に係る基準
2. 風力発電設備が電気工作物でなくなった後の取扱いについて

1. 昇降機について

○昇降機(エレベーター)について

第1回WGにおいて「現在整理中であり、次回検討予定」としていた(資料6「建築基準法及び電気事業法における構造強度以外の同等性について」14ページ)風力発電設備内に設置される昇降機(エレベーター)の扱いについては、以下のとおり。

<建築基準法>

・風力発電設備内に設置される昇降機については、過去5年間に建築確認の審査実績のある特定行政庁において、建築基準法施行令第138条第2項第1号に基づき、建築基準法の規定が準用される「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)」にはあたらないとして、建築基準法の適用対象外として取り扱われている(国土交通省調査に基づく)。今後、調査結果に基づき、風力発電設備内に設置される昇降機の建築基準法での取り扱いについて整理が必要。

<電気事業法>

・昇降機に関する規制はなし。

今後の方針



建築基準法における取り扱いの実態を踏まえ、同等性を確保する必要があるかについて、国土交通省と引き続き検討を行う。

2. 風力発電設備が電気工作物でなくなった後の取扱いについて(1/2)

○電気事業法では、「電気工作物の工事、維持及び運用により公共の安全の確保と環境の保全を図る」とこととされており、また、電気工作物は、「発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物」をいうこととされているところ、風力発電設備について廃止の届出が出された場合、以後は電気事業法において規制することができなくなる。

○風力発電設備として廃止した後に除却せず、他の用途等として引き続きタワーが残る場合において、仮に電気事業法でも建築基準法でも規制がなされない場合、安全性確保の観点から問題である。

○したがって、そうした問題が生じないようにするため、他の用途等として引き続き残るタワー部分については、建築基準法において規制することが妥当ではないか。



今後の方針

国土交通省と廃止後の取扱いについて詳細を検討し、他の用途等として引き続き残る場合には建築基準法において規制する等との結論が得られた場合、電気事業法への一本化を行う。

(参考)

○建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)

(工作物の指定)

第三百三十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第八十八条第一項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものその他他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除く。)とする。

二 高さが十五メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざおを除く。)

○建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件(平成23年国土交通省告示第1002号)

建築基準法施行令第三百三十八条第一項の規定に基づき、建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物は、次に掲げる工作物とする。

二 太陽電池発電設備(電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物であるものに限る。)

2. 風力発電設備が電気工作物でなくなった後の取扱いについて(2/2)

電気事業法への審査一本化後の規制体系のイメージ

